資　料

協議事項の趣旨

第２回吉川市地域公共交通協議会（令和６年７月９日開催）において、株式会社グローバル交通が、「吉川美南駅東口―メディカルマイ線」「吉川美南駅東口―吉川駅北口線」で使用する車両について、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）」第43条の規定に基づく、移動円滑化基準適用除外自動車の認定を受けて運行することをご承認いただいたところです。

地方運輸局への申請にあたり、下記の２台の車両のうち、予備車両となるNo.２の車両には、基準を満たす手すりが設置されていないことから「認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容」において、「通路（手すりの間隔）」の項目でも、適用を除外する必要があるため、再度協議を行うものです。

記

１　協議事項　No.２車両の適用除外認定を受ける項目「通路（手すりの間隔）」を追加する。

２　適用除外認定を受ける路線

株式会社グローバル交通

（１）吉川美南駅東口―メディカルマイ　線

（２）吉川美南駅東口―吉川駅北口　線

３　適用除外認定を受ける車両の概要

No.	車名	型式	乗車定員	長さ	幅	車両総重量	備考
1	三菱ローザ	2RG-BE740G	29人	699cm	201cm	5,475kg	済
2	三菱ローザ	SKG-BE640G	29人	699cm	201cm	5,505kg	再

４　認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

No.	条項	内容	基準値等	申請値等	備考
1	第３７条第２項第１号	乗降口の幅	800mm以上	665mm	済
2	第３７条第２項第２号	乗降口のスロープ	有	無	済
3	第３８条	床面の高さ	650mm以下	670mm	済
4	第３９条	車いすのスペース	有	無	済
5	第４０条第１項	通路（有効幅）	800mm以上	320mm	済
6	第４０条第２項	通路（手すりの間隔）	適	非	今回

〇移動等円滑化のために必要なバス車両の構造及び設備に関する細目を定める告示（抜粋）

（手すりの間隔）

第五条　省令第四十条第二項の国土交通大臣が定める間隔は、手すりを連続する座席三列（横向きに備えられた座席にあっては、三席）ごとに一以上含むものとする。この場合において、当該手すりは床面に垂直な握り棒でなければならない。